

華誠の法律ニュースレター

2017年6月 第三期

注目のニュース

華誠の動向

- 華誠が代理した商標事件が「中国裁判所典型的知的財産権事例」、「上海裁判所10大知的財産権事件」及び「北京知識産権法院の悪意的商標登録を規制した典型的事例」それぞれ入選
- 華誠所は張玥弁護士、蔡逸奇弁護士をパートナーに昇進
- 華誠は「ALB2017知的財産権業務」に栄光のランクイン

ネットワーク セキュリティ

- インターネットニュース情報サービス許可管理実施細則を公布
- 网络安全法は6月1日から実施データの越境伝送を制限

独占と競争

- 最高人民法院、デジタルテレビが番組費用をセットにするのは独占禁止の抱き合わせ販売行為に属する

中国娯楽法

- 文化部が2016年文化発展統計公報を公表

紛争解決

- 最高裁、最高検が公民個人情報侵害する刑事事件の司法解釈を公布

華誠简介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は、1995年に設立された中国で最も早く誕生したパートナーシップ渉外法律事務所の一つです。本部を上海に置き、北京、無錫、杭州、ハルビン、香港などに支所及びオフィスを有し、国内外の各大都市に提携事務所があります。20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers & Partners、Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠知識産権代理有限公司は本部を上海に置き、北京に支社を設けております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許出願の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

郵便番号：200031

上海市徐匯区長樂路989号

世紀商貿広場26階

TEL：(86-21) 5292-1111;

(86-21) 6350-0777

FAX：(86-21) 5292-1001;

(86-21) 6272-6366

E-mail:

mail@watsonband.com.cn

mailip@watsonband.com.cn

北京事務所：

郵便番号：100027

北京市東城区朝陽門北大街

8号富華ビルDブロック5C

TEL：(86-10) 66256025

FAX：(86-10) 6445-2797

E-mail:

bei-
jing@watsonband.com.cn

mailip@watsonband.com.cn

香港事務所：

香港中環荷李活道32号

建業榮基センター2004号
室

ハルビン事務所：

郵便番号：150010

ハルビン市道里区西八道街
37号馬迪尔ビル18階A2室

TEL：

(86-451) 8457-3032

FAX：

(86-451) 8457-3032

目次

華誠のニュース

華誠が代理した商標事件が「中国裁判所典型的知的財産権事例」、「上海裁判所10大知的財産権事件」及び「北京知識産権法院の悪意的商標登録を規制した典型的事例」それぞれ入選	5
華誠所は張玥弁護士、蔡逸奇弁護士をパートナーに昇進	6
華誠は「ALB2017知的財産権業務」に栄光のランクイン	6
アオギリ法苑～989労働者法律サービスステーション設立、除幕式を開催	7
華誠所、「中米知財運営実務講座」の開催に成功	7

立法の動向

第27回会議が「中華人民共和國標準化法（修正草案）」を審議	8
-------------------------------	---

法的声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。



読者の皆様

華誠をご支持いただき、ありがとうございます。2017年はまもなく半年が過ぎ、華誠は多方面で喜ばしい成績を遂げました。弊所の2名の同僚が華誠所のパートナーに昇進しました。また、華誠と上海外国語大学が実践基地を設立し、今後は弁護士実務の視点からますます多くの新人を育ててゆきます。業務面では、知識財産分野において、弊所は特許及び商標の分野でそれぞれアジア法律雑誌「ALB」のトップクラスの知的財産権法律事務所に入選し、日本商標協会の中国法律コンサルティング提供者にもなりました。また、弊所の黄劍国弁護士が代理したSMC v s 博日氣動發明特許事件が「2016年上海知的財産権裁判所典型的事例」に入選したほか、弊所の「UL」商標事件も最高人民法院、北京人民法院、上海人民法院の典型的事例に入選しました。具体的な内容は本刊をご覧ください。

華誠律師事務所

マーケティング總監 李木樂

m.le.li@watsonband.com

華誠のニュース

華誠が代理した商標事件が「中国裁判所典型的知的財産権事例」、「上海裁判所10大知的財産権事件」及び「北京知識産権法院の悪意的商標登録を規制した典型的事例」にそれぞれ入選

先ごろ、最高人民法院は2016年度中国裁判所10大知的財産権司法保護事件及び50件の典型的な事例を発表した。

華誠が代理した株式会社ユニクロの「UL」商標権侵害訴訟事件が「2016年度中国裁判所典型的知的財産権事例」及び上海裁判所の「2016年度10大知的財産権事件」に選出された。これは北京裁判所の「2015年度知的財産権十大創新性事例」に続く同事件の再入選である。同事件の判決は、商標法が商標の使用を奨励し、経済の発展を刺激するとの立法の趣旨を表しており、悪意的商標登録及び悪意的訴訟という誠実ではない行為を抑制することの一助となる。



同時に、華誠が代理した株式会社ユニクロの「UL」商標権侵害訴訟事件は「北京知識産権法院の悪意的商標登録を規制した典型的事例」にも選出された。本件の典型的な意義は、本件において、正常な事業範囲を超えて大量の登録商標をストックする行為、使用目的以外の目的で商標を登録した行為、及び認知度が比較的高い又は独創性が比較的高い商標を大量に先行して登録した行為が、いずれも商標法において禁止される「その他の不正手段」で登録商標を取得して商標登録の秩序を乱し、公共の利益を損い、公共の資源を不正に占有した情状に該当することを明確にしたことである。

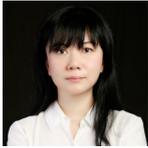
華誠の訴訟チームは連続して何回もChambers & Partners、LEGALBANDなど国内外の権利のあるランキングで顕著な成績を獲得してきた。多年にわたり、華誠は数多くの重大な影響がある、代表的な訴訟、仲裁事件を代理し、そのうち、初の裁判所による馳名商標認定の商標権侵害紛争事件、初めて外国人当事者間で体育協賛契約について提訴した契約書権利侵害紛争事件、中国企業と外国企業に係わるクロスボーダー商事訴訟及び仲裁紛争事件を含む多くの事件が、中国国内にかつてなかった新型事件であり、既に業界の参考や手本と見なされている。

本稿の一部内容は、「最高人民法院」、「上海高級人民法院」、「北京知識産権法院」より

華誠のニュース

華誠所は張玥弁護士、蔡逸奇弁護士をパートナーに昇進

華誠律師事務所管理委員会は協議を経て、張玥弁護士と蔡逸奇弁護士はパートナーを昇進させると決定した。昇進した新しいパートナー張玥弁護士と蔡逸奇弁護士は、それぞれは華誠所の特許訴訟部とビジネス商務部からである



張玥

弁護士・弁理士

張玥弁護士は特許代理機構で3年務める経験があり、主に化学、化学工業、冶金などの分野での出願、審査意見の回答と無効審理に従事する。

2010年華誠律師事務所に参加した以来、張玥弁護士は知識産権紛争解決に専攻する。例えば、特許侵害訴訟、特許権権利所属紛争訴訟、特許権無効審理、特許権行政保護、営業秘密保持、不正競争などが含む。特に、各種類の特許紛争訴訟において豊富な代理経験がある。代表的な成功事件は：日本SMC株式会社 v s 樂清の何軒かの気動部品公司シリーズ発明特許侵害紛争、日本本田技研工業株式会社 v s 重慶宗申機車工業製造有限公司と重慶宗申集團輸出入有限公司意匠権侵害紛争案など。

張玥弁護士は中国の弁護士で、仕事用の言語は中国語と英語。



蔡逸奇

弁護士（中国弁護士及びアメリカニューヨーク弁護士）

蔡逸奇弁護士は華誠律師事務所ビジネス商務部の弁護士である。主に上海本部に勤める。

蔡逸奇弁護士は上海外国語大学から卒業し、法学学士学位を獲得した後、アメリカの南カリフォルニア大学に留学し、法学修士の学位を取得した。

華誠に参加した以来、蔡逸奇弁護士は外商投資、会社買収合併、労働人事、税関物流などの業務に従事し、たくさんの有名な他国籍企業の中国投資に、投資方式から日常の会社管理まで全面的な法律サービスを提供する。また、国の内外のたくさんの有名な会社の合併、協力及び清算項目に参加し、取引文書の準備、契約及び職員交渉を担当し、また中国法律問題につき法律意見書を作る。蔡逸奇弁護士はここ数年来、多数の外商投資企業の法律顧問を担当し、各日常法律諮問サービスを提供する。

華誠は「ALB2017知的財産権業務」に栄光のランクイン



最近、トムソン・ロイターの傘下にある『アジア法律雑誌』（Asian Legal Business、以下は「ALB」と記す）がALB2017知的財産権業務ランキング（ALB IP Rankings）を発表し、華誠律師事務所は「2017年中国内地商標/著作権」の分野でランキング上位を占めた。

近年、華誠の著作権商標訴訟チームからは勝報がしきりに伝わって来ており、「WTR1000」、「チェンバーズ（Chambers）」などのランキングで上位を占めている。華誠が代理した多くの事件は典型事例と評されており、例を挙げてみると、華誠が代理した「六大流派著作権侵害及び不正競争事件」は「2015年上海市裁判所知的財産権司法保護十大判例」に評定され、華誠が代理した「ユニクロ商標権紛争上訴事件」は「2016年度中国裁判所典型的知的財産権事例」、「上海裁判所2016年度十大知的財産権事件」、「北京裁判所2015年度知的財産権十大革新的事例」に入選し、同時に、今回の「ALB2017年知的財産権業務ランキング」では、華誠律師事務所が「特許業務」の分野で優れた成績を収めた。

華誠のニュース

アオギリ法苑～989労働者法律サービスステーション設立、除幕式を開催

先日、徐匯区総工会（日本の労働組合総連合会に当たる「中華全国総工会」の下部組織）、湖南街道総工会及び上海市華誠律師事務所の共同合作により、アオギリ法苑～989労働者法律サービスステーションが、除幕式を経て、「アオギリSPACE」に正式に設立された。徐匯区総工会副主席徐艷と徐匯区湖南街道中国共産党工作委員会副書記、総工会主席郭艷楣らの指導者が式典に出席し、除幕を行った。

アオギリ法苑～989労働者法律サービスステーションは上海市長樂路989号世紀商貿広場3階の「アオギリSPACE」というホワイトカラー向けのサービスセンターに設けられており、全ての民間企業の工会会員向けの無料の労働者法律サービスステーションである。

アオギリ法苑～989労働者法律サービスステーションの職能には、法律コンサルティング、法律サロン及び法律援助が含まれている。華誠はアオギリ法苑のプラットフォームで全ての民間企業の工会会員に専門的な法律コンサルティング及び法律援助のサービスを提供する。

華誠所、「中米知財運営実務講座」の開催に成功

先日、中国（上海）自由貿易試験区知的財産協会と世界華人技術マネージャー協会が主催し、華誠律師事務所と上海拾柴科技有限公司が共同運営して、「中米知財運営実務講座」を華誠律師事務所にて開催し、成功をおさめた。会場では、中国（上海）自由貿易試験区知的財産協会副秘書長であり、上海拾柴科技有限公司の創立者で総経理の葉青氏が祝辞を述べた。



本実務講座は、二つの部分に分かれており、第一部分は「米国での知的財産権保護の規範化及び運営における権益保護」をテーマに、講演者はアメリカの斬方律師事務所の方蕾弁護士が務めた。方蕾弁護士は、アメリカの特許出願プロセスや、知財運営及びデューディリジェンスなどの話題につき、生き生きと解説した。特に中米両国の特許出願の違いというホットポイントについては、方蕾弁護士は詳細に比較を行い、説明した。

第二部分のテーマは「中国企業の知財管理と運営」で、講演者は華誠律師事務所主管パートナーの楊軍弁護士が担当した。楊軍弁護士は、多くの事例から、企業の知的財産権管理の重要性と、多層にわたる全面的な企業知的財産権管理制度を如何に構築するかについて生き生きと分析した。また、楊軍弁護士は、現在、中国の中小企業が知的財産の運営方式を構築する際によく発生する問題と、企業の知財管理、運営へのアドバイスを提供した。

今回の講座は熱烈な反響を呼んだ。講座の主旨は、如何に有効に企業のハイテクを運用し、如何に適切に知的財産権を管理、運営するかなどの話題をめぐり、各大手企業の代表者と業界同業者に中米両国の知財運営の規範化と保護の実務と技巧を検討するステージを提供することであった。

講座の申し込み：
マーケティング部
馮蕾
Lei.feng@watsonband.com
Tel: (86-21)
5292-1111 * 121

立法の動向

第27回会議が「中華人民共和国標準化法（修正草案）」を審議

先日、第27回全国人民大会常務委員会第二十七回会議は、「中華人民共和国標準化法（修正草案）」（以下、「修正草案」と称す）を審議し、広く社会に意見を募集した。意見提出の締切時間は6月14日。「修正草案」は主に以下の内容を修正した。1、標準制定の範囲を拡大する。工業製品、工程建設と環境保護分野から、農業、工業、サービス業及び社会事業などの分野まで拡大する。2、強制標準を整理する。強制的な業界標準と地方標準を取り消し、一律に強制国家標準に整合する。3、標準の有効供給を増加させる。地方の標準制定権を区設置市、自治州に与え、法により成立した社会团体は団体標準を制定でき、企業は自己の需要により企業標準を制定できるという規定を増やす。4、統一の標準体系を構築し、各種類の級別定位を明確にする。5、標準化作業のメカニズムを改善し、企業製品又はサービス標準の自己声明公開制度を構築する。

『中国人民代表大会網』より

ネットワーク セキュリティ

网络安全法は6月1日から実施データの越境伝送を制限

2016年11月7日、全国人民代表大会常任委員会は「中華人民共和国インターネット安全法」（以下、「網安法」と称す）を正式に可決し、今年の6月1日から正式に実施した。そのうち、「網安法」の第37条は下記のように規定している。「要となる情報インフラの運営者は、中華人民共和国地域での運営において収集と生成した個人情報と重要なデータを、中国国内で保存すべきである。業務の需要により、確かに海外へ提供する必要があるなら、国家網信部門及び国務院関連部門が制定した弁法にしたがって、安全評価を行うべきである。法律や行政法規に他の規定がある場合には、その規定を適用する。」当該条項はデータの越境伝送に一定の制限を設けており、社会の広範囲にわたる注目と討論を引き起こした。家インターネット情報弁公室は、「網安法」を公布した後、今年の4月11日に「個人情報と重要データの対外提供についての安全評価弁法（意見募集稿）」（以下、「評価弁法」と称す）を公布し、公開して社会公衆から意見を募集した。その中で、「網安法」で言及した個人情報と重要データの対外提供についての安全評価の具体的措置と範囲を更に明確にしている。

『律商網』より

インターネットニュース情報サービス許可管理実施細則を公布

最近、国家インターネット情報弁公室は「インターネットニュース情報サービス許可管理実施細則」（以下、「細則」と称す）を公布し、6月1日から施行した。「細則」は以下のように規定している。一、インターネットニュース情報サービスの具体的な類別を更に明確にし、それぞれのサービスの概念、許可の条件、申請書類を細分化した。二、国有企業の企業転換改制、企業の持株制度の改造などの状況に適應し、企業法人の申請書類を細分化した。三、伝播プラットフォームのサービス提供者が完全なプラットフォームのアカウントユーザー管理制度、ユーザー協議、クレーム処理のメカニズムなどを制定しなければならず、責任の境界がはっきりしないなどの状況を避ける。四、技術安全評価に関する要求が明確にされ、インターネットニュース情報サービス企業と国内や海外の中外合資経営、中外合作経営、外資経営の企業とのインターネットニュース情報サービス業務の合作に関わる安全評価要求を細分化する。五、変更、延長、解約などを許可する条件、書類、プロセスなどについて明確な要求を出し、退出を許可するメカニズムを整える。

『国家インターネット情報弁公室』より

ネットワーク セキュリティ

「インターネット情報内容管理の行政執法手続き規定」公布、執法主体、監督検査、体系、手続き、文書書式を明確に

近頃、中国網信弁（インターネット情報弁公室）は「インターネット情報内容管理の行政執法手続き規定」を公布した。その主な内容は以下の五つである。1、執法主体と範囲。2、執法監督検査制度。3、執法体制の構築を強化し、執法人員の育成、試験と評価、資格管理と資格を持って従業する制度の法執行を健全に行う。4、執法手続きを明確にする。全面的に、管轄、立件、調査や証拠収集、公聴、予約相談、決定、執法など各段階の具体的な手続きについての要求を規範化する。5、常用文書の書式見本。中国国家インターネット情報内容管理部門が執法文書の書式と見本を制定することを明確にし、また添付書類には17の常用文書の書式見本を挙げている。

『中国網信網』より

国家網信弁が「インターネット商品とサービス安全審査弁法（試行）」を公布

先日、中国網信弁（インターネット情報弁公室）は「インターネット商品とサービス安全審査弁法（試行）」を公布し、6月1日から実施した。

「弁法」は、インターネット商品とサービスの安全審査の重点はインターネット商品とサービスの安全性、制御性を審査することと指摘する。主な内容は以下の通り。1、商品とサービス自体の安全リスク、又は違法に制御され、妨害されて実行中断されるリスク。2、商品及びキョユニットの製造、検出、納付、技術支援過程においてのサプライチェーンの安全リスク。3、商品とサービスの提供者が商品とサービスを提供する便利条件を利用して、違法に、ユーザーの関連情報を収集、ストック、処理、使用するリスク。4、商品とサービスの提供者が、ユーザーの商品とサービスへの依頼心を利用して、ネットの安全とユーザーの利益を侵害するリスク。5、その他の国家の安全を侵害する可能性のあるリスク。

『中国網信網』より

プロバイダーが権利侵害で訴えられた全国初の事件に第一審判決

先日、プロバイダーが権利侵害で訴えられた全国初の事件に北京市石景山区人民法院（以下、「石景山」と称す）で第一審の判決が下された。同事件で、被告であるアリ雲計算有限公司（以下、「アリ雲公司」と称す）は、提供するサーバーが他人によって権利侵害の疑いのあるゲームの運営に用いられ、また権利者からのクレームを受けたが、終始適切な措置を取っていなかったため、裁判所に北京樂動卓越科技有限公司（以下、「樂動卓越公司」と称す）の合法的權益を侵したと認定され、樂動卓越公司に経済的損失と合理的費用約26万元を賠償するよう命じられた。これは中国初めて、司法裁判を通じて、インフラ通信事業者プロバイダーの権利侵害責任を認定した事件である。

裁判所は審理を経て以下の内容を認定した。アリ雲公司はプロバイダーとして、事前に、レンタルされたサーバーに保管した内容が権利侵害に該当するかどうかを審査する義務はないが、他人の重大な利益が提供した当該インターネットサービスによって損なわれた場合、プロバイダーとしての関連義務を担うべきである。即ち、積極的に権利人の権利行使行動に協力し、必要的、合理的、かつ適切な措置を取って、権利人の損失が拡大し続けることを防止する。

『中国知識産権報』より

経営コンプライアンス

10部門が権利侵害や偽ブランド商品、虚偽違法広告、評価信用偽造等を厳しく取り締まる方案を発行

工商総局などの10部門は、最近、『2017インターネット市場監督管理専項行動方案』を発行し、5月から11月にかけて、連合して2017インターネット市場監督管理専項行動を展開し、権利侵害、偽ブランド商品、虚偽宣伝、虚偽違法広告の行為、評価信用偽造行為及びその他のインターネットによる違法や規定違反の行為に重点をおいて取り締まることを決定した。専項行動は三つの段階に分けて実施する。5月は動員や配置の段階で、6月から11月の中旬までが集中して連合で検査を行う段階、10月から11月までは監督点検や総括の段階となる。行動に参加する部門には、工商総局、発展改革委員会、工業情報化部、公安部、商務部、税関総署、質量監督検査検疫総局、食品薬品監督管理総局、インターネット情報弁公室、郵政局が含まれる。

『工商総局』より

食品薬品監督管理総局が薬品特許リンク制度を設立する予定

先頃、食品薬品監督管理総局が「薬品医療器械のイノベーション奨励とイノベーターの権益保護に関する政策（意見請求稿）」（以下、「意見請求稿」と記す）を公表し、社会に向けて意見を募集した。意見提出の締め切りは6月10日まで。

「意見請求稿」は「薬品特許リンク制度の構築」、「薬品実験データ保護制度の改善」、「国家公務員による守秘責任の着実な実行」、「上場した薬品リストの構築」などの四つの面で手配を進める。「意見募集稿」によると、薬品登録の申請者は、登録申請を提出する際に、既に知っている、又は知るべき関連権利についての声明を提出しなければならない。また、関連の薬品特許に挑戦する場合には、出願人が関連薬品の特許侵害に当たらないという声明を出さなければならず、出願を行ってから20日以内に関連薬品の特許権者に告知する。関連薬品の特許権者は、特許が侵害されたと認定した場合、出願人の告知を受けてから20日以内に司法機関に特許権侵害訴訟を提起し、併せて薬品評定機関に告知しなければならない。

『国家食品薬品監督管理総局』より

独占と競争

最高人民法院、デジタルテレビが番組費用をセットにするのは独占禁止の抱き合わせ販売行為に属する

最近公表された「最高人民法院知的財産権事件年度報告（2016）」は、最高人民法院が去年結審した知的財産権と不正競争事件の中から27件の典型的な事件を精選し、39件の普遍的な指導的意味を有する法律適用問題をまとめた。これは最高人民法院の知的財産権及び不正競争分野における新型で難問かつ複雑な事件の審理での考え方と裁判方法を反映している。

最高人民法院は以下のことを指摘している。経営者が市場での支配的地位を利用し、デジタルテレビの基本的な視聴維持費とデジタルテレビの番組の有料費用をセットにして消費者から徴収するのは消費者の消費選択権を侵害することで、ほかのサービス提供者がデジタルテレビサービス市場に進出するのに有利でない。経営者に二つのサービスの費用を別々に徴収するという例外の状況が存在しても、独占禁止法によって禁じられた抱き合わせ販売行為を行ったことも否定できない。知る限りでは、現在のところ、独占事件の件数は増えてきているが、当事者の訴訟能力はまだ更なる蓄積と上昇を必要とする。不正競争事件における営営秘密紛争が占める割合が比較的大きく、争点は関連情報の秘密性及び秘密保持の措置を取っているかどうかなどの権利基礎証明に関する法律問題に多く集中している。

（『法制網』より）

中国娯楽法

国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局がテンセントQQ.comの視聴番組に整頓改革を要求



テンセントが国家の規定に違反して、自ら製作した時事政治社会類の視聴番組、ニュース番組を放送し、また、大量の低俗番組を生放送していること、及びテンセントWeChatの公衆アカウント、モバイルクライアントにて放送する視聴番組の管理に存在しているその他の色々な問題に対し、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局の関連業務司局は去年から今年の4月末までの間に、相ついで四回にわたってテンセント社の関連担当者から聞き取りを行い、その行為が「インターネット視聴番組サービス管理規定」に著しく違反しており、インターネット視聴番組サービスの秩序を乱したと指摘した。聞き取りと同時に、帰属地での管理責任の原則によると、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局はテンセントが所在する省級ラジオテレビ総局の行政部門に、QQ.com（テンセント網）に対して全面的な整頓改革を行い、かつ法に基づきその規則違反行為に処罰を与えるよう要求した。整頓改革を行っている間、管理部門は一部の関連番組の導入申請をしばらく受理しない。国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局の要求に従い、広東省新聞出版ラジオテレビ局が法によってテンセント網に整頓改革や罰金などの行政処罰を与えた。

【広電総局】ホームページより

文化部が2016年文化発展統計公報を公表

最近、「中華人民共和国文化部2016年文化発展統計公報」が正式に公表された。「公報」によると、2016年末まで、全国文化システムに属してまた管理された文化単位は合計31.06万社あり、業界に携わっている人は234.81万人、また、芸術パフォーマンス団体は12,301団体、通年演出を行っているのは230.60万ヵ所あり、前年比9.4%の増となった。公共図書館は3,135ヵ所あり、蔵書量は約9.02億冊、通年にわたり読者のために行われた各種活動は140,033回に達し、前年比22.3%の増となった。群衆文化機関は44,497あり、様々な文化活動が183.97万回行われ、前年比10.6%の増となった。また、文物機関は8,954あり、文物収蔵品は4,455.91万件に達し、応接した参観者は通年で101,269万人に達した。2016年の全国の文化事業費用は770.69億元となり、前年比87.72億元増、財政総支出に占める割合は0.41%で、前年に比べ0.02%増えた。

【中国文化報】より



中国娯楽法

国家インターネット情報弁公室がインターネットニュース情報サービス管理規定を公布

非公有資本のインターネットニュース情報編集への介入を禁止

先ごろ、国家インターネット情報弁公室は「インターネットニュース情報サービス管理規定」（以下、「規定」と称す）を公布し、6月1日から施行した。

「規定」では、以下のことを明確にしている。ウェブサイト、アプリケーション、フォーラム、ブログ、ミニブログ、公衆アカウント、即時通信工具、インターネット生放送などの形で社会公衆にインターネットニュース情報サービスを提供する場合、インターネットニュース情報サービス許可を取得すべきで、許可なしに、又は許可された範囲を超えて活動を展開することを禁じる。「規定」では、いかなる組織も、中外合資経営、中外合作経営、外資経営によるインターネットニュース情報サービスの企業を設立してはいけないことを指摘している。インターネットニュース情報サービスを提供する企業が国内外の中外合資経営、中外合作経営、外資経営の企業とインターネットニュース情報サービスに関わる合作をする場合には、国家インターネット情報弁公室に報告して安全評価を得なければならない。このほか、「規定」では、インターネットニュース情報サービスの提供者がユーザーにインターネットニュース情報サービスの伝播プラットフォームを提供するには、関連の規定に従ってユーザーに真の身分情報を提供するように要求しなければならないことを強調している。

『国家インターネット情報弁公室』より

インターネットゲームの監督管理が新規に正式実施 ゲーム公示物の取得率 ゲームプレイヤーの実名登録

5月1日、文化部による「インターネットゲームの運営を規範化し、事中事後の監督管理作業を強化する通知」が正式に実施された。「通知」の主な内容は以下の通りである。企業はインターネットゲームユーザーが有効な身分証明書で実名登録をすることを要求しなければならない。また、企業はユーザーにアイテムを法定貨幣に換金するサービスを提供してはならず、未成年ユーザーのゲーム利用時間を制限し、不適切な内容をブロックしなければならないなどがある。情報によると、『王者荣耀』、『陰陽師』などの大人気インターネットゲームは、既に「通知」によって整頓改革を行っており、例えば、『王者荣耀』は最近公告を出して、5月以降は実名登録しないゲームプレイヤーがゲームにログインする事を禁止、テンセントも「ゲーム成長守護プラットフォーム」を公開し、『陰陽師』は物品の落下率を公告した。

『SINAゲーム』より

著名芸能人鹿晗が「インターネットバイオレンス」を受け、工作室が権利行使の声明を発表

先日、鹿晗がデマによる中傷やインターネットバイオレンスを受け、天涯社区のユーザーは内容を知っている者と偽って、鹿晗に関する内容を根拠なくでっち上げて、悪影響を及ぼした。鹿晗工作室とその代理法律事務所である華誠律師事務所はそれぞれ声明を出し、あらゆるインターネットバイオレンスに断固反対する態度を示した。

『sinaニュース』より



律師聲明

上海華誠律師事務所接受鹿晗律師事務所之委託，就最近有惡意謠言、捏造及侮辱性言論在天涯社區發布，傳播之有關鹿晗先生之嚴重失實消息，予以聲明如下：

近日，一類由天涯社區用戶“五岳餘霞玉宇”發布之惡意謠言及侮辱性言論在天涯社區廣泛流傳，該等用戶捏造加謊言，惡意影射鹿晗先生之內容，影響十分惡劣，嚴重損害鹿晗先生之名譽及隱私，嚴重影響其正常生活及事業發展，極具惡意。本律師事務所受委託人委託，特此聲明，使不明真相之公眾及時知悉事實真相，維護鹿晗先生之名譽及合法權益。

根據我國法律規定，公民對其合法權利依法受保護，任何捏造事實、誹謗他人之行為均要承擔相應之法律責任。天涯社區用戶“五岳餘霞玉宇”發布上述謠言內容，極具惡意，嚴重損害鹿晗先生之名譽及隱私，嚴重影響其正常生活及事業發展，極具惡意。本律師事務所，將依法追究其法律責任，維護其合法權益。

我們代表委託人保留所有權利，將依法追究上述惡意謠言及侮辱性言論之法律責任；特此聲明相關謠言及侮辱性言論之法律責任。同時，我們已委託委託人之委託律師對相關謠言及侮辱性言論之法律責任，將根據委託人之要求進一步採取相關法律措施追究侵權者之法律責任。

特此聲明。



日期：2017年5月23日

紛争解決

最高裁、最高検が公民個人情報を侵害する刑事事件の司法解釈を公布

先ごろ、最高裁、最高検は「公民個人情報を侵害する刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」を公布し、6月1日から施行した。

「解釈」は以下の内容を明確にしている。一、「公民個人情報」の範囲。二、「公民個人情報の提供」を違法と認定する基準。三、「公民個人情報を違法的に取得」の認定基準。四、公民個人情報罪を犯した場合の量刑基準。五、合法的な経営活動のために、公民個人情報を違法に購入し、取得する行為の犯罪認定と量刑基準。六、ウェブサイト、通信グループを設けて公民個人情報を侵害する行為の定性。七、公民個人情報の安全管理義務の履行を拒絶する行為の処理。八、

公民個人情報を侵害する犯罪を自供し、処罰を受け入れた場合の寛大処理規定。九、係争公民個人情報の数量の計算規則。十、公民個人情報を侵害する犯罪を犯した場合の罰金刑の適用規則。「解釈」によると、違法に、行方情報、通信内容、信用情報、財産情報を取得、販売又は提供した数が50件以上の場合、犯罪とみなす。

『最高人民法院』より

紛争解決チームはこちら——華誠律師事務所へ

